条例第37号

宇和島市祓川温泉施設設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月１日

宇和島市長　岡原文彰

宇和島市祓川温泉施設設置条例の一部を改正する条例

宇和島市祓川温泉施設設置条例（平成17年条例第174号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表（第６条関係）
祓川温泉施設利用料金
<table>
<tr><td>さぎそう棟
りんどう棟
もみじ棟</td><td colspan="2">１棟につき1,350円
ただし、もみじ棟を付き添い　を必要とする身障者が利用する場合は、500円</td></tr>
<tr><td>さくら棟
うめ棟</td><td>区分</td><td>金額（円）</td></tr>
<tr><td></td><td>大人（中学生以上）</td><td>450</td></tr>
<tr><td></td><td>小人（小学生以下）</td><td>150</td></tr>
<tr><td></td><td>老人　（65歳以上）</td><td>350</td></tr>
</table></td><td>別表（第６条関係）
祓川温泉施設利用料金
<table>
<tr><td>さぎそう棟
りんどう棟
もみじ棟</td><td colspan="2">１棟につき1,500円
ただし、もみじ棟を、付添い　を必要とする障害者が利用する場合は、500円</td></tr>
<tr><td>さくら棟
うめ棟</td><td>区分</td><td>金額（円）</td></tr>
<tr><td></td><td>大人（中学生以上）</td><td>500</td></tr>
<tr><td></td><td>小人（小学生以下）</td><td>200</td></tr>
<tr><td></td><td>高齢者（65歳以上）</td><td>400</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和８年11月１日から施行する。